

齒舞諸島返還懇請に関する決議

昭和 26 年 3 月 31 日
衆議院本会議可決

現在ソ連邦の占領下にある齒舞諸島は、地理的には花咲半島の延長であり、古来より根室の一部として日本人が居住していたのである。又行政区域からも齒舞諸島は根室国であり、明らかに北海道本土の一部をなしてわが国固有の領土であり、天然的、歴史的環境をもつものである。

しかるに終戦当時これらの島に駐とんせる日本軍隊が千島と同一の指揮系統にあって降伏した事情等のため、北海道と分離せられ、ソ連邦に引き渡されたのである。しかもこれらの諸島は、わが国水産業の上からは国民栄養の重要要素である水産物生産地としてまことに重要な地域である。

さらにこれらの海域はしばしば濃霧が発生し、船舶の運航は困難であり、なお且つ、彼我の領土が指呼の間にある現在においては領海侵犯あるいはだ捕等の事件がひん発する状態である。このように国際的紛争がじゃつ起することは、平和国家として再発させるわが国将来に暗影を投ずることとなり憂慮される次第である。

よって連合国各国の深い御理解、御同情により、講和條約締結に当っては、齒舞諸島はわが国に返還されるよう懇請する。

右決議する。